

(仮訳)
共同プレスリリース

2025 年 6 月 20 日

ウナギ類の国際的資源保護・管理に係る第 18 回非公式協議（以下、「非公式協議」という。）に際し、

中華人民共和国漁業管理・科学調査部、日本国水産庁、大韓民国海洋水産部及びチャイニーズ・タイペイ漁業署（以下、「当事者」という。）は、

中華人民共和国、日本国、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイはいずれもアジア太平洋経済協力（APEC）のエコノミーであることを想起し、

第 7 回協議において発出された 2014 年の共同声明が、東アジア地域での更なる協力に向けた足がかりとなっていることを認識し、

ウナギ種苗の養殖池への池入れ制限及び持続可能な養鰻同盟（ASEA）の設立の提案を含む、ウナギ類の持続可能な利用に向けた 2014 年以降の全ての取組を想起し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）第 19 回締約国会議（COP19）の決定 19.218 から 19.221 に留意し、

CITES 第 33 回動物委員会（AC33）及び第 78 回常設委員会（SC78）のウナギ類に関する関連文書（AC33 Summary record 及び SC78 Summary record）に留意し、

非公式協議の当事者によるニホンウナギ及びその他の関連するウナギ類の保存管理措置を毀損する可能性のあるウナギ属の CITES 附属書Ⅱへの掲載提案の欧州委員会及び EU 加盟国による検討について情報を共有し、

CITES 第 20 回締約国会議（COP20）へ向けて協力することの重要性について見解を共有し、

当事者は APEC 海洋・漁業作業部会（OFWG）の枠組みの下で協力する意図を有することに留意し、

以下の共通の見解について、再確認した。

(1) 当事者は、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の資源の保存管理のための措置に関し、以下の点について協力を行ってきた。

ー2024-2025年漁期のシラスウナギの池入れ、養殖生産及び貿易の統計をレビューした。

ーウナギ類に関する域内外の状況を情報共有した。

ーニホンウナギに関する調査活動の連携及び強化のための科学的活動及び共同研究に関する作業計画及びアジア及びオセアニアに生息するウナギ類のシラスウナギの形態学的な種の識別ガイドラインを含む「ニホンウナギを含むウナギ類に関する第4回科学者会合（2025年6月16日～17日、以下「第4回科学者会合」という。）の結果報告書」を評価し、承認した。また、科学者会合の付託事項の承認及び科学者会合の下に設置されているニホンウナギの科学的活動及び共同研究の2つのタスクチームの付託事項の修正版を承認した。

ー各当事者が2014年の共同声明以降にとってきた保存管理のための措置に関し、以下のとおり情報を共有した。

中国：

中国は、全ての地方自治体に対して、シラスウナギの輸出管理の強化、法令の執行及び監視の強化、業界内規律の強化、シラスウナギの密輸の厳重な取締りの更なる実施や、シラスウナギの国際取引のプロセスや管理システムの最適化を求めている。長江の河口及び流域は、中国のシラスウナギの最も重要な生産地である。長江のシラスウナギ及びその他の漁業資源を保護するため、2021年1月1日より、長江の漁業禁止管理区域内の水域のシラスウナギの特別漁業免許の発給を終了した。また、長江へのシラスウナギの遡上を確保するため、長江河口域に特別採捕禁止区域を設定した。また、中国の沿岸域では、ほとんど全ての沿岸漁業において5月1日から4か月の夏季の禁漁期間に入る。さらに、中国はニホウナギの資源増進及び放流を実施している。これらの措置は、親ウナギ及び天然のシラスウナギの資源量の回復に貢献し、ウナギ産業の持続可能な発展を促進する。

日本：

シラスウナギの採捕は、都府県による許可発給の対象であり、漁期も限定的である。特定の漁具を用いたウナギ成魚の漁獲には、都府県による許可発給が必要である。漁具制限、捕獲の個別上限の設定、禁漁期といった様々な追加措置が、各都府県特有の状況を考慮し、シラスウナギとウナギ成魚の両方の採捕に導入されている。2015年6月に、内水面漁業の振興に関する法律の下、ウナギ養殖に許可制が導入された。この法律の下、種苗の池入れ量が制限され、個々の養殖業者毎に配分される。無許可養殖またはウナギ稚魚の池入割当量を超過して池入れした場合は3年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科される。2020年4月、国内における種苗の池入れ量が上限に近づいたため、水産庁は各都府県に対し、シラスウナギの採捕を停止するよう指導を行った。2006年以降、河川が本来有する生息・育成・繁殖環境の保全と再生を意味し、河川管理の基本的な考え方となっている「多自然川づくり」の考

え方に基づき、良好な河川環境の創出及び保存を目的とした継続的な取組が行われている。

全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会が、全都道府県において準備ができ次第速やかに産卵に向かう下りウナギの保存管理措置を導入するとの決議を 2018 年に採択したことを踏まえ、下りウナギの採捕禁止措置を導入済みの都道府県数が増加している。2019 年、水産庁はニホンウナギ資源評価の将来的な実現に向け、資源動向分析や産卵場への回遊経路解明等の研究プロジェクトを開始するとともに、シラスウナギの採捕から養殖池への池入れまでのニホンウナギのトレーサビリティを改善するためのプロジェクトを開始した。2020 年 12 月の漁業法改正に伴い、日本国政府は、密漁を防止すべく、罰則を大幅に強化し、違反者に多大な不利益を与えることにした。2023 年 12 月以降、漁業許可なしでシラスウナギを漁獲した際の罰則は 3 年以下の懲役または 3000 万円以下の罰金となる。2020 年 12 月に、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達や取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずる水産流通適正化法を制定した。シラスウナギの流通はこの法律に基づく義務の対象とし、2025 年 12 月から適用される。日本は、国際的な協力の下でウナギ類の持続的利用を促進するため、シラスウナギの輸出承認に関する規則を運用している。本規則のもと、輸出承認を行う前に、水産庁は、日本が参加する全ての国際協定及び取決めを順守していることを含め、ウナギ類の保全及び管理の点からシラスウナギの輸出の適否を確認することとしている。

大韓民国：

大韓民国は、ウナギ漁業部門において幅広い資源管理及び違法漁業管理措置を積極的に施行している。2025 年 5 月、ガバナンスを大きく前進させるウナギ漁業資源管理諮問機関が設立された。政府関係者、地方公共団体、研究者、専門家、業界関係者を含む 15 名のメンバーから構成される本機関はウナギ資源の持続的管理を監督している。透明性のさらなる向上及び規則の遵守のため、韓国は 2024 年 7 月からシラスウナギの採捕量報告に関するパイロットプログラムを開始した。さらに、2018 年 7 月から実施されている成鰻の義務的競売制度は、業界内の違法流通の抑制に極めて重要な役割を果たした。その結果、ウナギ製品の取引の透明性が向上した。

資源管理の点では、シラスウナギの池入上限が厳格に維持されている。2024 年には、国内の池入上限が 24,2 トン（ニホンウナギは 11 トン、その他の種については 13.1 トン）。さらに、輸入されたウナギの移植を規制する認可制度があり、養殖システムごとに基準が定められている。さらなる地域的な資源の保護策のため、全てのウナギ種苗の輸出入を 2025 年 3 月及び 4 月時点で一次的に停止している。

韓国産卵に向かうウナギも頑強な措置により保護している。2017 年以降、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを禁漁期としているほか、1 年を通した 15-45 センチのウナギの採捕禁止による厳格なサイズ制限を行っている。2020 年 8 月には、水産養殖業発展法施行令の下、ウナギ養殖業の規制の枠組みを登録制から許可制に移行した。この変更は養鰻のむやみな増加を防止することを目的としている。さらに、韓国はシラスウナギの違法漁業に対する監視と

取締を強化している。

シラスウナギ資源の回復のため、韓国は個体群の回復のサポート及び安全な遡上を確保するためシラスウナギのための魚道を管理している。さらに、政府はシラスウナギの放流事業により資源回復を積極的に推進している。2025年には、民間と公的部門の共同で合計749,000匹の放流が予定されている。

チャイニーズ・タイペイ：

シラスウナギ漁業に関しては、伝統的な漁期は10月～4月であるが、毎年の回遊パターン及び/又は科学的な目的に基づいて修正されることを条件として、シラスウナギの漁期制限に関する2013年の規則に基づき11月～2月の間のみ許可される。また、シラスウナギ漁船に対する許可制度も導入されている。チャイニーズ・タイペイ内及び地域的に採捕されるニホンウナギの管理を向上させるため、トレーサビリティ・システムが評価され、追って導入される予定。

ウナギの生息地を保護するため、稚ウナギとウナギ成魚の採捕は地方自治体によって管理されており、41の河川においてウナギの漁獲が禁止されている。例えば、伝統的なシラスウナギの主要採捕地域である宜蘭県（ぎらんけん）では、ウナギ類の保全のため河川全域でクロコとウナギ成魚の採捕を禁止している。

輸出管理については、国際取引法及びそれに準ずる規則に基づき11月～3月の間のシラスウナギの輸出は禁止されている。

ウナギ養殖活動の管理に関しては、2014年11月以来、ウナギ養殖の池入れ管理に関する規制が公布され、ウナギ養殖活動の保存管理を強化するため、必要に応じて改正されている。これらの規制に従い、漁業署は必要条件をレビューし、シラスウナギの池入れ量を毎年発表するほか、各養殖業者は許可制度と個別の池入れ制限による監督と管理を受ける。ニホンウナギとその他の関連するウナギ類のシラスウナギ池入れ量上限はいずれも10トンと規定されている。

資源増殖のため、押収されたニホンウナギの稚魚を川に放流しており、その一部は科学調査に用いられている。

（2）当事者は、次の取組のために最大限努力する責務を再確認した。

- －ニホンウナギ及びその他関連するウナギ類の保存管理措置をさらに強化し、また、本件につき、より緊密に協力して取り組むこと
- －科学者会合の付託事項及び科学者会合の下に設置されているニホンウナギの科学的活動及び共同研究の2つのタスクチームの改正付託事項に沿って、ニホンウナギの共同研究における協力を促進すること
- －ウナギ類の保存管理措置に関する科学的な助言を提供するとともに、科学的知見や経験を共有するための第5回科学者会合を2026年春頃に開催すること
- －状況に応じ、ニホンウナギの重要生息域の保全の強化及び/又は天然のニホンウナギの

採捕・利用の削減を採用すること

－天然水域から採捕し養殖池に入れるニホンウナギのシラスウナギ及び稚ウナギの池入れ量を、2025-2026 年池入れシーズンは 2013-2014 年池入れシーズンの 80%までに制限すること

－その他関連するウナギ類の種苗の池入れ量を、2014 年の共同声明の水準から増やさないようするための可能なあらゆる措置をとること

－次回の非公式協議において、シラスウナギの池入れ数量が、合意されたそれぞれの上限を超過した場合の是正措置について更なる議論を行うこと。あるメンバーは超過した稚魚を自然に放流する予定と報告しており、個別の養殖事業者への割り当て及び違反時の罰則のようなそれぞれの当事者の優良事例を考慮し、次回の非公式協議において是正措置に関する政策を策定すべきとする総意が得られた。

－科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮した上で、次回の非公式協議において議論し採択するため、閉会期間中に補足的な措置の検討を継続すること

－CITES-COP19、第 32 回動物委員会、第 33 回動物委員会、第 77 回常設委員会及び第 78 回常設委員会の結果を踏まえ、個別に又は共同して、域内外取引におけるトレーサビリティと透明性の改善に継続して努めること

－他の国際的な機関と緊密に協力すること

－地域又は小地域漁業管理機関又は枠組など法的拘束力のある体制の設立について検討すること

－CITES-COP20 に向けてさらに協力すること

－上記措置に沿って行われる民間団体の自主的な取組を奨励すること

添付：

－シラスウナギ、稚ウナギ及びウナギ成魚の漁獲、池入れ及び貿易の各ステージにおける統計

－ウナギの保存管理措置総括表

中国（仮訳）

様式1：ニホンウナギの漁獲量（天然水域から採捕したものに限る。）

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023	2023-24	2024-25
シラスウナギの漁獲量	キログラム	28,000	19,500	55,000	20,500	21,000	26,500	16,000	14,500	50,000	38,000	29,500	40,450	13,095.0	-	-
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	キログラム															
ウナギ成魚の漁獲量	キログラムまたはトン															

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *中国漁業統計年報によると、2023年までの漁獲データのみ利用可能であり、合計値は13,095kg。中国は現在、今年の漁獲量の統計データがない。

様式2：ニホンウナギの漁獲努力量

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
シラスウナギに対する漁獲努力量	許可数											-		
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	許可数											-	-	
ウナギ成魚に対する漁獲努力量	許可数											-	-	

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
 - ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
ニホンウナギ	キログラム	8,000.0	7,000.0	45,000.0	9,300.0	8,200.0	16,500.0	3,500.0	3,000.0	36,000.0	33,000.0	18,000.0	20,000.0	9,000.0	-
国産種苗	キログラム				9,300.0	8,200.0	16,500.0	3,500.0	3,000.0	36,000.0	33,000.0	18,000.0	20,000.0	9,000.0	
	輸入種苗											-	-	-	
ニホンウナギ以外の種のウナギ	キログラム	14,500.0	20,000.0	32,000.0	35,500.0	39,500.0	36,000.0	33,000.0	33,500.0	35,000.0	29,000.0	28,000.0	34,000.0	30,000.0	-
bicolor	キログラム	5,500.0	7,000.0	13,500.0	3,500.0	8,000.0	3,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,000.0	0.0	0.0
anguilla	キログラム	0.0	0.0	0.0	0.0	4,500.0	5,000.0	4,000.0	2,500.0	2,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
rostrata	キログラム	9,000.0	13,000.0	18,500.0	32,000.0	27,000.0	28,000.0	29,000.0	31,000.0	33,000.0	29,000.0	28,000.0	31,000.0	30,000.0	-
marmorata	キログラム											-	-	-	-
mossambica	キログラム											-	-	-	-
合計	キログラム	22,500.0	27,000.0	77,000.0	44,800.0	47,700.0	52,500.0	36,500.0	36,500.0	71,000.0	62,000.0	46,000.0	54,000.0	39,000.0	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
- ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
- ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
- ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *ニホンウナギについて:中国は2024-2025年漁期のウナギ種苗の池入れに関するデータを未だ入手していない。
- *その他のウナギ種について:中国は今漁期(2024-2025年)のアメリカウナギ(*Anguilla rostrata*)の種苗の池入れに関するデータを未だ入手していない。

様式4:ウナギの養殖生産量

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022-23	2023	2024
ニホンウナギ	トン	8,000.0	12,000.0	11,000.0	14,000.0	16,000.0	16,000.0	18,000.0	14,000.0	14,000.0	28,000.0	-	-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン	32000.0	30000.0	35000.0	42000.0	50000.0	52000.0	57000.0	65000.0	68000.0	64000.0	-	-	-	-
bicolor	トン	1,000.0	2,000.0	2,000.0	3,000.0	1,000.0	1,000.0					-	-	-	-
anguilla	トン	22,000.0	15,000.0	16,000.0	15,000.0	13,000.0	12,000.0	12,000.0	8,000.0	5,000.0	3,000.0	-	-	-	-
rostrata	トン	9,000.0	13,000.0	17,000.0	24,000.0	36,000.0	39,000.0	45,000.0	57,000.0	63,000.0	61,000.0	-	-	-	-
marmorata	トン											-	-	-	-
mossambica	トン											-	-	-	-
合計	トン	40,000.0	42,000.0	46,000.0	56,000.0	66,000.0	68,000.0	75,000.0	79,000.0	82,000.0	92,000.0	120,000.0	145,800.0	291,566.0	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
- ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- 1.養殖生産に関する中国漁業統計年報は2023年までしか利用できず、その合計値は291,566トンであり、2024年のデータは現在利用できない。
- 2.ウナギの種類別に細分化された詳細な養殖生産量は入手困難で、総生産量データのみ利用可能。

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2023-24	2025
ニホンウナギ養殖産業の規模	経営体数	465	558	687	696	772	797	830	868	918	925	1,004	1,100	1,280	-

【記入上の留意事項】:

- ①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。
- ②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
養鰻場間で統計に関する基準が一貫していないため、この情報は利用できない。

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2024	2024-25
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラ											-	-		
	稚ウナギ(クロコ)	キログラ											-	-		
合計		キログラ											-	-		
ニホンウナギ以外の種のウナギ	シラスウナギ	キログラ	14,500.0	20,000.0	32,000.0	35,500.0	39,500.0	36,000.0	33,000.0	33,500.0	35,000.0	29,000.0	28,000.0	34,000.0		
	稚ウナギ(クロコ)	キログラ											-	-		
合計		キログラ	14,500.0	20,000.0	32,000.0	35,500.0	39,500.0	36,000.0	33,000.0	33,500.0	35,000.0	29,000.0	28,000.0	34,000.0	34,406.0	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。
- ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
1.ウナギの種類を区別していない。
2. 中国の税関統計は通常、1年毎に作成されるため、2024-2025年シーズンの輸入データは入手できず、2024年のデータのみ利用可能。

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2023-24	2024-2025
ニホンウナギ	生きたうなぎ	キログラム またはトン														
	蒲焼き	キログラム またはトン														
ニホンウナギ以外の種のウナギ		キログラム またはトン														
		キログラム またはトン														
合計		キログラム またはトン														

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。
 - ②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム	19,000.0	14,000.0	9,500.0	10,000.0	11,200.0	12,800.0	10,000.0	11,500.0	8,000.0	5,000.0	12,000.0	13,300.0	15,000.0	-
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム											-	-	-	-
合計		キログラム	19,000.0	14,000.0	9,500.0	10,000.0	11,200.0	12,800.0	10,000.0	11,500.0	8,000.0	5,000.0	12,000.0	13,300.0	15,000.0	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ種	シラスウナギ	キログラム														-
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム														-
合計		キログラム														1,150.00

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出量を記入すること。
 - ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸出)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年12月1日から20XX+1年11月30日を意味する)とする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④単位はキログラムとする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- 1.ウナギの種類を区別していない。。

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2024-2025
ニホンウナギ	生きたうなぎ	キログラム またはトン														
	蒲焼き	キログラム またはトン														
ニホンウナギ以外の種のウナギ		キログラム またはトン														
		キログラム またはトン														
合計		トン	36,398.0	33,917.0	35,001.0	40,295.0	41,426.0	42,357.0		46,732.0	52,432.0	69,917.0	64,200.0	66,660.0	—	
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(種ごとのデータはなし)	生きたうなぎ	トン	3,846.0	5,295.0	5,818.0	5,562.0	6,219.0	6,781.0		7,508.0	9,630.0	10,107.0	14,100.0	17,159.0	15009.9	
	蒲焼き	トン	32,552.0	28,622.0	29,183.0	34,733.0	35,207.0	35,576.0		39,224.0	42,802.0	59,810.0	50,100.0	49,501.0	—	

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
 - ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
1. ウナギの蒲焼きを含む加工品(1尾または一部)で、ウナギの蒲焼きは不明。うなぎの調理・保存品は52,360トン。

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長

	単位	漁獲時	池入れ時	輸入時	輸出時
シラスウナギ	重量(g)				
	体長(cm)				
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)				
	体長(cm)				
ウナギ成魚	重量(g)				
	体長(cm)				

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。
 - ②データは平均値や一定範囲の値(例:○○～○○)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーからのコメントに明記すること。
 - ③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。
 - ④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

●データの出典・収集又は算出方法(※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。)

1. シラスウナギの漁獲量	毎漁期(10月から翌年5月)のシラスウナギの池入れ量に輸出量を足して算出された地方養鰻団体による見積もり。 2023年以降のデータは中国漁業統計年報から引用。
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	-
3. ウナギ成魚の漁獲量	中国ではウナギ成魚の漁獲がない。
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	-
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	中国ではウナギ成魚の漁獲がない。
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	主なウナギ生産地方の地方養鰻団体による見積もり。
8. ウナギの養殖生産量	主なウナギ生産地方の地方養鰻団体による見積もり。 2023年以降のデータは中国漁業統計年報から引用。
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	主なウナギ生産地方の地方養鰻団体により収集・推定された見積もり。
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。
13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	税関、漁業統計及び関連業界団体からの見積もり。
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	

日本(仮訳)

様式1:ニホンウナギの漁獲量(天然水域から採捕したものに限る。)

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25(*1)
シラスウナギの漁獲量	トン(～2014-15)、キログラム(2015-16～)	9.0	5.2	17.4	15.3	13,625.2	15,442.4	8,967.5	3,670.1	17,112.4	11,333.9	10,344.7	5,660.2	7,110.2	13,400.7
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量(*2)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚の漁獲量(*3)	トン	165	135	112	70	71	71	69	66	66	63	59	55	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *1 2024-2025年漁期のシラスウナギの漁獲量のデータは、11月1日から翌年3月31日までの値。
 - *2 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量のデータに関する統計情報はない。
 - *3 ウナギ成魚の漁獲量のデータは、2022-23年が最新値。

様式2:ニホンウナギの漁獲努力量

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
シラスウナギに対する漁獲努力量(*4)	許可数	6,669	6,781	6,617	4,698	4,398	4,790	5,874	5,898	5,762	5,723	4,467	4382	7321	-
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量(*5)	許可数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚に対する漁獲努力量(*6)	許可数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
 - ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *4 シラスウナギに対する漁獲努力量のデータは、2023-24年が最新値。
 - *5 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量のデータに関する統計情報はない。
 - *6 ウナギ成魚に対する漁獲努力量に関する統計情報はない。

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25(*8)
ニホンウナギ	トン(〃2014-15), キログラム(2015-16〃)	15.9	12.6	27.1	18.3	19,716.2	19,590.4	14,178.5	15,175.1	20,131.4	18,285.9	16,187.7	16,204.2	16,172.2	16,798.7
国産種苗	トン(〃2014-15), キログラム(2015-16〃)	9.0	5.2	17.4	15.3	13,625.2	15,442.4	8,967.5	3,670.1	17,112.4	11,333.9	10,344.7	5,660.2	7,110.2	13,400.7
輸入種苗	トン(〃2014-15), キログラム(2015-16〃)	6.9	7.4	9.7	3.0	6,091.0	4,148.0	5,211.0	11,505.0	3,019.0	6,952.0	5,843.0	10,544.0	9,062	3,398
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*7)	トン(〃2014-15), キログラム(2015-16〃)	0.4	1.3	3.5	0.0	175.4	94.8	34.9	51.6	58.5	59.9	74.6	55.5	45.8	41.3
bicolor													55.5	45.8	41.3
anguilla													0.0	0.0	0.0
rostrata													0.0	0.0	0.0
marmorata													0.0	0.0	0.0
mossambica													0.0	0.0	0.0
合計	トン(〃2014-15), キログラム(2015-16〃)	16.3	13.9	30.6	18.3	19,891.6	19,685.2	14,213.4	15,226.7	20,189.9	18,345.8	16,262.3	16,259.7	16,218.0	16,839.4

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
- ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
- ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
- ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *7 ニホンウナギ以外の種のウナギの池入量は種の区別なく合算値で集計してきたが、2022-23以降からは種別の池入量が把握可能。(修正をお願いします。)
- *8 2024-25年の池入れ量のデータは、11月1日から翌年3月31日までの値。

様式4:ウナギの養殖生産量(*9,10)

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
ニホンウナギ	トン	17,377	14,204	17,627	20,119	18,907	20,979	15,111	17,071	16,806	20,673	19,155	18,341	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン														
bicolor	トン														
anguilla	トン														
rostrata	トン														
marmorata	トン														
mossambica	トン														
合計	トン	17,377	14,204	17,627	20,119	18,907	20,979	15,111	17,071	16,806	20,673	19,155	18,341	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
- ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *9 ウナギの種別に分けて統計調査を行っていないため、養殖ウナギとしての合算値。
- *10 ウナギの養殖生産量のデータは、2023年が最新値。

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012(*11)	2013	2014(*11)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
ニホンウナギ養殖産業の規模	経営体数	-	384	-	439	441	463	460	456	442	436	433	431	425	415

【記入上の留意事項】:

- ①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。
- ②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
*11 2012年及び2014年のデータに関する統計情報はない。(2013年のデータについては、5年毎に農林水産省が公表している「漁業センサス」から引用。2015年以降のデータについては、2015年に施行された内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたニホンウナギ養殖業者の数。)

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入(*12)

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25(*13)
ニホンウナギ	シラスウナギ	トン (²⁰¹⁴⁻¹⁵ , キログラム (2015-16 [~]))	9.2	10.7	12.5	3.6	7,585	4,827	5,303	12,563	3,999	10,177	8,193	13,517	11,814	5,397
合計	稚ウナギ(クロコ)															
ニホンウナギ以外の種のウナギ	シラスウナギ															
合計	稚ウナギ(クロコ)															
総合計		トン (²⁰¹⁴⁻¹⁵ , キログラム	9.2	10.7	12.5	3.6	7,585	4,827	5,303	12,563	3,999	10,177	8,193	13,517	11,814	5,397

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。
 - ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
*12 ウナギの種別や、シラスウナギと稚ウナギ(クロコ)に分けて統計調査を行っていないため、それらがすべて包含される統計コードである03.01.92.100(活魚-うなぎ(うなぎ類)-養殖用稚魚)の値を採用。
*13 2024-2025年漁期のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入のデータは、11月1日から3月31日までの値。

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025(*15)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン														
	蒲焼き	トン														
ニホンウナギ以外の種のウナギ		トン														
		トン														
合計		トン	19,660.9	18,257.7	20,213.7	31,156.1	31,469.3	32,293.5	33,236.3	31,409.8	34,342.8	42,366.8	38,580.6	38,749.8	44,730.2	9,196.0
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*14)	生きたうなぎ	トン	4,677.6	4,789.2	4,781.1	7,066.7	7,276.1	6,815.7	8,812.7	6,733.2	5,441.1	7,034.5	8,267.4	8,719.6	8,062.5	1,519.1
	蒲焼き	トン	14,983.3	13,468.5	15,432.7	24,089.4	24,193.2	25,477.8	24,423.6	24,676.6	28,901.7	35,332.3	30,313.2	30,030.3	36,667.7	7,676.9

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
*14 ウナギの種別に分けて統計調査を行っていないため、それらがすべて包含される統計コードである03.01.92.200(活魚-うなぎ(うなぎ類)-その他)及び1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)の値を採用。
*15 2025年のウナギ及びウナギ製品の輸入データは、1月1日から3月31日までの値。

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
ニホンウナギ	シラスウナギ(*16)	トン (2020-21), キログラム (2021-22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	20.0	0.0	0.0	-
	稚ウナギ(クロコ)(*17)	トン (2020-21), キログラム (2021-22)	5.7	1.6	6.7	1.3	0.4	0.9	2.6	10.1	23.6	9.1	4818.8	5044.6	9900.8	-
合計		トン (2020-21), キログラム (2021-22)	5.7	1.6	6.7	1.3	0.4	0.9	2.6	10.1	23.6	9.2	4838.7	5044.6	9900.8	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ種	シラスウナギ(*15)	キロワット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	稚ウナギ(クロコ)(*16)	キロワット	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
合計		キロワット	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸出)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年12月1日から20XX+1年11月30日を意味する)とする。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④単位はキロワットとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*16 シラスウナギの輸出データは、日本国内の養殖場において一度も飼育されていない、1尾13g以下のうなぎの稚魚の輸出量。2023-24年が最新値。1976年から2021年1月までは1尾13g以下のうなぎの稚魚(シラスウナギ)の輸出を禁止していたため、2011-12から2019-20におけるシラスウナギの輸出データに関する統計情報はない。

*17 稚ウナギ(クロコ)の輸出データは、日本国内の養殖場において飼育されたことのある、1尾13g以下のうなぎの稚魚の輸出量。2023-24年が最新値。

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025(*19)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン														
	蒲焼き	トン														
ニホンウナギ以外の種のウナギ		トン														
		トン														
合計		トン	31.6	32.1	69.6	59.6	71.0	112.2	66.5	80.4	135.2	85.9	81.2	41	69.5	21.2
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*18)	生きたうなぎ	トン	10.4	2.2	38.8	20.7	25.8	45.6	7.4	17.8	44.8	17.0	9.3	8.5	18.2	11.4
	蒲焼き	トン	21.2	30.0	30.9	38.9	45.2	66.6	59.1	62.6	90.4	68.9	71.9	32.5	51.3	9.8

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
*18 ウナギの種別に分けて統計調査を行っていないため、それらがすべて包含される統計コードは03.01.92.000(活魚-うなぎ(うなぎ類))と、1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)の値を採用。
*19 2025年のウナギ及びウナギ製品の輸出データは、1月1日から3月31日までの値。

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長

	単位	漁獲時(*20)	池入れ時(*21)	輸入時(*22)	輸出時(*23)
シラスウナギ	重量(g)	0.2g	-	-	～13g
	体長(cm)	6cm	-	-	-
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)	0.2g～13g	-	-	～13g
	体長(cm)	6cm～20cm	-	-	-
ウナギ成魚	重量(g)	300g～	-	-	-
	体長(cm)	50cm～	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。
- ②データは平均値や一定範囲の値(例:○○～○○)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーのコメントに明記すること。
- ③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。
- ④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。
○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
*20 重量と全長の実測値に基づく、発育期ごとの漁獲時の推定値
*21 池入れ時の重量及び全長の情報はない。
*22 輸入時の重量及び全長の情報はない。
*23 輸出入貿易管理令で定めている「うなぎの稚魚」については重量で管理しているため、全長に関する統計情報はない。

●データの出典・収集又は算出方法(※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。)

1. シラスウナギの漁獲量	内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたウナギ養殖業者から報告されたシラスウナギの池入数量から、シラスウナギの輸入数量(各漁期の値を貿易統計から算出)を引いて漁期(前年の11月から5月)毎に算出。
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	—
3. ウナギ成魚の漁獲量	農林水産省が編さん・刊行した「漁業・養殖業生産統計」から引用したデータ。この統計のデータには、主要河川及び湖沼の漁協と全国の養殖業者に対する、漁獲・養殖生産についての質問表に由来の値が含まれる。
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	シラスウナギに対する漁獲努力量の指標は、許可発給の権限を有する各都府県から得られた許可数の合計。
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	—
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	—
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたウナギ養殖業者からの報告に基づき記載。国産種苗については、内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたウナギ養殖業者から報告された池入数量から貿易統計から算出した輸入数量を差し引いた値。輸入種苗については、各漁期の値を貿易統計から算出。
8. ウナギの養殖生産量	農林水産省が編さん・刊行した「漁業・養殖業生産統計」から引用。
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	養殖産業の規模の指標は、ウナギ養殖業の経営体数。2013年のデータについては、5年毎に農林水産省が公表している「漁業センサス」から引用。2015年以降のデータについては、2015年に施行された内水面漁業の振興に関する法律に基づき農林水産大臣の許可を受けたニホンウナギ養殖業者の数。
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	財務省が編さん・刊行した「貿易統計」から引用したデータ。統計コードは03.01.92.100(活魚-うなぎ(うなぎ類)-養殖用稚魚)。
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	財務省が編さん・刊行した「貿易統計」から引用したデータ。統計コードは03.01.92.200(活魚-うなぎ(うなぎ類)-その他)と、1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)。蒲焼きの量は、調整品の量を0.6で割り、原魚体重として算出。
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	輸出業者から提出された、うなぎ稚魚の尾数又は重量の輸出実績報告書及び通関実績から引用。
13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	財務省が編さん・刊行した「貿易統計」から引用したデータ。統計コードは03.01.92.000(活魚-うなぎ(うなぎ類))と、1604.17.000(調整又は保存に適した処理をしたもの。キャビア及び魚卵から調整したキャビア代用品-うなぎ)。蒲焼きの量は、調整品の量を0.6で割り、原魚体重として算出。
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ)の輸出時の重量は、輸出貿易管理令で定めている値から引用。シラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)・成魚の重量及び全長は、重量と全長の実測値に基づき、発育期ごとに推定。

韓国（仮訳）

様式1：ニホンウナギの漁獲量（天然水域から採捕したものに限る。）

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
シラスウナギの漁獲量	キログラム	1,530	1,002	5,489	4,725	1,830	2,717	973	649	4,500	3,228	2,512	2,165	1,330	7,050
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚の漁獲量	キログラムまたはトン	102	73	80	85	70	48	56	60	59	84	9	55	80	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式2：ニホンウナギの漁獲努力量(*1)

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
シラスウナギに対する漁獲努力量	許可数(又は漁業者数、漁船数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	許可数(又は漁業者数、漁船数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚に対する漁獲努力量	許可数(又は漁業者数、漁船数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
 - ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *1 許可数の管理を行っていないため、関連データはない。

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
ニホンウナギ	キログラム	3,595	2,992	13,927	6,707	9,380	10,596	5,234	2,524	9,502	8,149	8,185	10,214	7,806	19,195
国産種苗	キログラム	1,530	1,002	5,489	4,725	1,830	2,717	973	649	4,500	3,228	2,512	2,165	1,330	7,050
輸入種苗	キログラム	2,065	1,990	8,438	1,982	7,550	7,879	4,261	1,875	5,002	4,921	5,673	8,049	6,476	12,145
ニホンウナギ以外の種のウナギ	キログラム	5,628	13,987	3,166	5,145	3,004	657	3,690	2,959	692	1,297	1,914	1,987	193	120
bicolor	キログラム	3,508	5,908	2,668	4,986	2,937	590	3,405	393	542	714	880	588	153	30
anguilla	キログラム	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
rostrata	キログラム	1,726	5,520	498	159	35	35	168	0	5	8	28	0	0	0
marmorata	キログラム	294	439	0	0	32	32	117	2,566	145	575	1,006	1,399	40	90
mossambica	キログラム	25	2,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	キログラム	9,223	16,979	17,093	11,852	12,384	11,253	8,924	5,483	10,194	9,446	10,099	12,201	7,999	19,315

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
- ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
- ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
- ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式4:ウナギの養殖生産量(*2)

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
ニホンウナギ	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
bicolor	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
anguilla	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
rostrata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
marmorata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
mossambica	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	トン	4,259.0	5,149.0	5,631.0	9,009.0	9,836.0	11,095.0	10,530.0	10,885.0	9,724.0	15,678.0	18,131	16,045	15,978	3,277

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
- ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *2 統計法に基づく韓国統計「漁業生産の最近の動向調査」を引用。

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2024-2025
ニホンウナギ養殖産業の規模	経営体数	524	532	536	564	542	555	558	558	572	616	589	646	646	614

【記入上の留意事項】:

- ①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。
- ②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入(*3)

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラ	2,065	1,990	8,438	1,982	7,550	7,879	4,261	1,875	5,002	4,921	5,673	8,049	6,827	12,186
	稚ウナギ(クロコ)	キログラ	0	225	5,605	4,499	2,523	2,309	9,062	8,361	2,077	23,120	8,136	4,406	10013	4,714
合計		キログラ	2,065	2,215	14,043	6,481	10,073	10,188	13,323	10,236	7,079	28,041	13,809	12,455	16,840	16,900
ニホンウナギ以外の種のウナギ	シラスウナギ	キログラ	5,628	13,987	3,166	5,145	3,004	657	3,690	2,959	692	1,297	1,914	1,987	1270	477
	稚ウナギ(クロコ)	キログラ	1,208	37,717	1,842	10,223	19,078	4,751	14,631	12,727	3,601	4,267	981	1,325	2353	255
合計		キログラム	6,836	51,704	5,008	15,368	22,082	5,408	18,321	15,686	4,293	5,564	2,895	3,312	3,623	732

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。
- ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。): *3 シラスウナギ≤0.3g、0.3g<稚ウナギ(クロコ)≤30g、0.3g<稚ウナギ(クロコ(ニホンウナギ))≤15g

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入(*4)

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022-23	2024	2025.5
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ	生きたうなぎ	トン	137.7	837.0	1,358.8	799.2	615.9	740.6	1,011.9	574.7	2,539.2	1,337.4	2,891	4,489.0	3501	333.7
	冷凍	トン	26.9	43.2	38.3	26.1	63.7	42.1	71.8	55.5	25.3	25.3	125.6	23.6	5	0.1
	冷蔵	トン	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	蒲焼き	トン	69.2	66.7	69.6	183.9	308.8	583.9	757.8	784.6	906.9	1,257.3	1,441.3	1,530.9	1704.9	461.4
	合計	トン	233.9	946.9	1,466.8	1,009.2	988.4	1,366.6	1,841.8	1,414.8	3,471.4	2,620.0	4,457.9	6,043.5	5210.9	795.2

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*4 種別のデータはない。

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2025.5
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*5)	シラスウナギ(*6)	キログラム	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,560	3,072	0	1,260	0	160
	稚ウナギ(クロコ)(*7)	キログラム	0.0	0.0	3,262.0	0.0	138.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
	合計	キログラム	0.0	0.0	3,312.0	0.0	138.0	0.0	0.0	0.0	4,560	3,072	0	1,260	0	160

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*5 種別のデータはない。

*6 シラスウナギ(養殖用):0.3g未満

*7 稚ウナギ(クロコ)(養殖用):0.3gから50g

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022-23	2024	2025
ニホンウナギ/ニホンウナギ以外の種のウナギ(*8)	生きたうなぎ	トン	79.9	2.3	0.1	0.4	0.0	19.4	0.2	0.0	5.2	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	冷凍	トン	11.1	1.1	0.0	0.1	2.1	23.8	25.2	0.3	1.0	1.0	0.3	1.4	3.8	0.8
	冷蔵	トン	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.6	0.0	0.2	1.0	0.1	0.3	0.3	0.0
	蒲焼き	トン	0.1	7.3	0.3	1.4	3.3	1.1	4.2	5.9	4.7	42.3	89.2	43.2	3.3	1.5
	合計	トン	91.2	10.7	0.4	2.0	5.4	44.3	30.2	6.2	11.1	47.4	89.6	44.9	7.4	2.3

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長

	単位	漁獲時(*9)	池入れ時(*9)	輸入時	輸出時
シラスウナギ	重量(g)	0.2g	0.2g	<0.3g	<0.3g
	体長(cm)	5~7cm	5~7cm		
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)	0.3g~199g		0.3g<稚ウナギ<=50g	0.3g<稚ウナギ<=50g
	体長(cm)	8~59cm			
ウナギ成魚	重量(g)	above 200g			
	体長(cm)	above 60cm			

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。
- ②データは平均値や一定範囲の値(例:○○~○○)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーからのコメントに明記すること。
- ③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。
- ④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *9 データは養鰻水協から提出された統計によるものであり、法的根拠はない。

●データの出典・収集又は算出方法（※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。）

1. シラスウナギの漁獲量	養鰻水協及び韓国海事機関漁業モニタリングセンターのデータ
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	該当なし
3. ウナギ成魚の漁獲量	韓国統計「漁業生産の最近の動向調査」
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	該当なし
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	該当なし
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	該当なし
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	養鰻水協及び韓国海事機関漁業モニタリングセンターのデータ
8. ウナギの養殖生産量	韓国統計「漁業生産の最近の動向調査」(種別の管理は行っていない)
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	地方行政区
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	国立水産物品質管理サービス
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	水産情報ポータルシステム(www.fips.go.kr)
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	水産情報ポータルシステム(www.fips.go.kr)
13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	水産情報ポータルシステム(www.fips.go.kr)
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	養鰻水協及び韓国海事機関漁業モニタリングセンターのデータ

チャイニーズ・タイペイ（仮訳）

様式1：ニホンウナギの漁獲量（天然水域から採捕したものに限る。）

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25(*1)
シラスウナギの漁獲量	キログラム	1,912	960	8,250	1,100	3,060	4,500	1,100	2,751	5,244	6,005	1,607	1,850	1,295	6,230
稚ウナギ(クロコ)の漁獲量(*2)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚の漁獲量(*2)	キログラムまたはトン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲量を記入すること。
 - ②シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)の単位はキログラム、ウナギ成魚の単位はトンとする。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚のデータの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *1 2024-2025年漁期のシラスウナギの漁獲量のデータは、速報値。
- *2 チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の漁獲量のデータに関する統計はない。

様式2：ニホンウナギの漁獲努力量

項目	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
シラスウナギに対する漁獲努力量	許可数	-	213	232	250	245	251	272	311	363	374	364	322	301	305
稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量(*3)	許可数(漁業者数又は漁船隻数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウナギ成魚に対する漁獲努力量(*3)	許可数(漁業者数又は漁船隻数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①シラスウナギ、稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚別の漁獲努力量を記入すること。
 - ②漁獲努力量の単位の例としては、許可数、漁業者数又は漁船隻数がある。各国・地域の法制度に基づき、適正な単位を選択して記入すること。
 - ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
 - ④シラスウナギ及び稚ウナギに関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギの漁獲努力量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。ウナギ成魚データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *3 チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚に対する漁獲努力量のデータに関する統計はない。

様式3:ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量(*4)

種	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25(*5)
ニホンウナギ	キログラム	2,210	1,510	12,500	2,800	3,600	7,300	1,030	834	8,144	4,558	887	776	657	3135
国産種苗	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸入種苗	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	キログラム	5,500	10,000	1,450	200	80	100	50	141	124	114	70	52	20	20
bicolor	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
anguilla	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
rostrata	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
marmorata	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
mossambica	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	キログラム	7,710	11,510	13,950	3,000	3,680	7,400	1,080	975	8,267	4,672	957	828	677	3,155

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の池入れ量を記入すること。
- ②ニホンウナギについては、国産種苗及び輸入種苗別にウナギ種苗の池入れ量を記入すること。
- ③ただし、「ウナギ種苗の池入れ量」は、各国・地域内の他の養殖池からのウナギ種苗の移転は含まない。
- ④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。
- ⑤該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ⑥ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ池入れ量)は、シラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズンとする(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *4 チャイニーズ・タイペイのウナギ養殖産業は複数の飼育段階や種苗の保管期間が長いなど特徴的であるため、合算値を入力。
- *5 2024-2025年漁期の池入れ量データは11月1日から4月30日までの速報値。

様式4:ウナギの養殖生産量(*6)

種	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024(*7)	2025
ニホンウナギ	トン	2,244	1,500	1,675	5,187	4,658	3,665	4,204	3,521	1,693	5,044	3,471	2,667	1,273	-
ニホンウナギ以外の種のウナギ	トン	-	404	228	394	154	81	106	142	155	219	152	60	125	-
bicolor	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
anguilla	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
rostrata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
marmorata	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
mossambica	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	トン	2,244	1,904	1,903	5,581	4,812	3,746	4,310	3,663	1,848	5,263	3,623	2,727	1,398	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の養殖生産量を記入すること。
- ②養殖生産量の単位は、可能な限り重量とする(トン)。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギの養殖生産量データの対象期間は西暦とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *6 チャイニーズ・タイペイのウナギの養殖生産統計は「ニホンウナギ」と「ニホンウナギ以外の種のウナギ」に分けて地方行政区によって報告されるため、合算値を入力。
- *7 2024年のウナギの養殖生産量のデータは速報値。

様式5:養殖に関するその他のデータ

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024(*8)	2025
ニホンウナギ養殖産業の規模	養殖場の面積（ヘクタール）	449	305	456	391	392	409	341	241	317	391	330	287	188	-

【記入上の留意事項】:

①養殖産業の規模の単位の例としては、経営体数又は養殖池の面積がある。

②該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*8 2024年の養殖場の面積（ヘクタール）は速報値。

様式6: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入(*9)

種	タイプ・大きさ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25(*10)
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム	1,319	664	2,044	631	352	688	2,270	127	2,232	518	433	423	329	1,811
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	508	708	4,286	60	764	1,950	91	55	7,853	1,273	563	536	73	2,790
合計		キログラム	1,827	1,372	6,330	691	1,116	2,638	2,361	182	10,085	1,791	996	959	402	4,601
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*11)	シラスウナギ	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入量を記入すること。

②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。

③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

④ウナギ種苗の単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*9 CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

*10 2024-2025漁期のウナギ種苗の輸入データは1月1日から3月31日までの値。

*11 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の統計はない。

様式7: ウナギ及びウナギ製品の輸入(*12)

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025(*13)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	蒲焼き	トン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	6.5	0.0	0.0	188.6	37.7	1.0	0.4	0.0	1.8
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*14)	生きたうなぎ	トン	10.7	7.7	28.3	4.5	0.6	3.3	2.2	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		トン	11.0	7.7	28.3	4.5	0.9	14.1	2.2	4.2	314.3	62.9	1.7	0.6	0	3

【記入上の留意事項】:

①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸入量を記入すること。

②ウナギ製品の輸入のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。

③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。

④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*12 2016年以来、台湾は商品貿易統計に保税倉庫、物資総合管理センター、自由貿易地域を含む一般貿易システムを採用している。

*13 2025年のウナギ及びウナギ製品の輸入データは1月1日から3月31日までの値。

*14 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の「蒲焼き」の統計はない。

様式8: ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出(*15)

種	タイプ・サイズ	単位	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25(*16)
ニホンウナギ	シラスウナギ	キログラム	869	93	150	0	0	0	830	0	0	228	168	0	535	0
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	399	21	10	0	101	0	2,886	68	1,062	5,390	974	991	116	0
合計		キログラム	1,268	114	160	0	101	0	3,716	68	1,062	5,618	1,142	991	651	0
ニホンウナギ以外の種のウナギ(*17)	シラスウナギ	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	稚ウナギ(クロコ)	キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		キログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別のウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ種苗に関するデータの対象期間(シラスウナギ及び稚ウナギ輸入)はシラスウナギ及び稚ウナギの採捕シーズン(「20XX-XX+1」は、20XX年11月1日から20XX+1年10月31日を意味する)とする。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④単位はキログラムとする。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*15 CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

*16 2024-2025年のウナギ種苗の輸出データは1月1日から3月31日までの値。

*17 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の統計はない。

様式9: ウナギ及びウナギ製品の輸出

種	タイプ・大きさ	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025(*18)
ニホンウナギ	生きたうなぎ	トン	1,362.7	866.8	891.6	2845.1	2544.4	2030.4	2396.4	1862.3	1009.1	1417.3	1654.1	954.5	475.3	49.7
	蒲焼き	トン	370.9	176.0	153.4	561.7	230.2	135.3	162.8	94.4	56.7	449.3	132.3	107.2	40.0	6.3
ニホンウナギ以外の種のウナギ	生きたうなぎ	トン	95.0	18.6	19.8	13.6	0.0	18.1	48.0	12.9	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0
	蒲焼き(*19)	トン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		トン	1,828.6	1,061.4	1,064.8	3,420.4	2,774.6	2,183.8	2,607.2	1,969.7	1,065.9	1,866.6	1,786.4	1,061.7	515.3	56.0

【記入上の留意事項】:

- ①ニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ別の輸出量を記入すること。
- ②ウナギ製品の輸出のタイプ・大きさの例としては、生きたうなぎ、冷凍、冷蔵又は蒲焼きがある。
- ③該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力し、ゼロの場合は「0」を入力する。
- ④ウナギ製品の単位は可能な限り重量(キログラム又はトン)とする。
- メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):
- *18 2025年のウナギ及びウナギ製品の輸出データは1月1日から3月31日までの値。
- *19 財政部関務署の統計及びCCC(輸出入品分類)コードによると「ニホンウナギ以外の種のウナギ」の「蒲焼き」の統計はない。

様式10. 自国・地域におけるニホンウナギのシラスウナギ・稚ウナギ(クロコ)及びウナギ成魚の平均的な重量及び体長(*20,21)

	単位	漁獲時	池入れ時	輸入時	輸出時
シラスウナギ	重量(g)	-	-	-	-
	体長(cm)	-	-	-	-
稚ウナギ(クロコ)	重量(g)	-	-	-	-
	体長(cm)	-	-	-	-
ウナギ成魚	重量(g)	-	-	-	-
	体長(cm)	-	-	-	-

【Notes】:

①シラスウナギ、ウナギ稚魚及びウナギ成魚別の重量及び全長を入力すること。

②データは平均値や一定範囲の値(例:〇〇～〇〇)を入力することができる。平均値を入力できる場合は、①の平均重量及び体長の数値が、生物学的な基準又は行政上の基準又は業界団体等からの聞き取り等による数字であることをメンバーからのコメントに明記すること。

③ 該当がない場合又はデータが無い場合は「-」を入力する。

④「体長」とは吻端から尾骨の後縁までの長さをいう。

○メンバーのコメント(各国・地域のデータ記入上の備考を記入する。):

*20 チャイニーズ・タイペイのウナギ養殖産業は複数の飼育段階や種苗の保管期間が長いなど特徴的であるため、平均重量及び体長の統計はない。

*21 財政部関務署の統計によると、CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

●データの出典・収集又は算出方法(※様式1から様式10に記入したデータの出典等について記入。)

1. シラスウナギの漁獲量	シラスウナギの漁獲量のデータは、漁業統計年鑑に由来する。漁会を通して地方行政区がデータを収集し、漁期毎に漁業署へ報告する。不合理な点があった場合、漁業署は地方行政区へ再点検・再確認を依頼する。その他、種(うなぎ類)のうち大多数はニホンウナギであるが、少数のその他のうなぎ類が含まれる可能性がある。 シラスウナギの漁獲量データの原単位は尾数であり、5,000尾/Kg にて重量換算している。その他、漁期は2011年に導入された。原データの条件を選つて調べることは困難なため、合理的なデータのみを記載する。2013年のデータは推定値であり、確定後に修正する。
2. 稚ウナギ(クロコ)の漁獲量	チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)の漁獲量のデータに関する統計はない。
3. ウナギ成魚の漁獲量	チャイニーズ・タイペイにはウナギ成魚の漁獲量のデータに関する統計はない。
4. シラスウナギに対する漁獲努力量	シラスウナギを捕ることを許可された漁船の隻数。
5. 稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量	チャイニーズ・タイペイには稚ウナギ(クロコ)に対する漁獲努力量のデータに関する統計はない。
6. ウナギ成魚に対する漁獲努力量	チャイニーズ・タイペイにはウナギ成魚に対する漁獲努力量のデータに関する統計はない。
7. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の養殖池への池入れ量	ニホンウナギ及びその他のうなぎのデータは、台湾区鯉魚発展基金会在、会員からの池入れ量の報告に基づき取りまとめたもの。
8. ウナギの養殖生産量	養殖統計は地方自治体から報告のあったニホンウナギとその他ウナギ種の2つに分類されるため、合計値で示される。
9. ニホンウナギ養殖産業の規模	養殖産業の規模は養殖面積(ヘクタール)で示す。養殖面積のデータは、漁業統計年鑑に由来する。市町村事務所による口頭調査を通して地方行政区がデータを収集し、漁期毎に漁業署へ報告する。不合理な点があった場合、漁業署は地方行政区へ再点検・再確認を依頼する。2013年のデータは推定値であり、確定後に修正する。
10. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸入	輸入データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。
11. ウナギ及びウナギ製品の輸入	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、03019210101(生きたニホンウナギ)、16041700125(うなぎ蒲焼き)、16041700116(うなぎ調整品)、03019210904(うなぎ類)、03019210307(オーストラリアウナギ)及び03019210209(マルモラータ)である。なお、2013年以降、CCCコードのうなぎ調整品は16041700116へ、うなぎ蒲焼きは16041700125へ変更された。
12. ウナギ種苗(シラスウナギ及び稚ウナギ(クロコ))の輸出	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。
13. ウナギ及びウナギ製品の輸出	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、03019210101(生きたニホンウナギ)、16041700125(うなぎ蒲焼き)16041700116(うなぎ調整品)、03019210904(うなぎ類)、03019210307(オーストラリアウナギ)及び03019210209(マルモラータ)である。なお、2013年以降、CCCコードのうなぎ調整品は16041700116へ、うなぎ蒲焼きは16041700125へ変更された。
14. ニホンウナギの平均的な重量及び体長	輸出データは財政部関務署の統計に由来する。CCC(輸出入品分類)コードは、3019220109(シラスウナギ(1kgに5,000尾以上))、3019220207(うなぎ稚魚(1kgに501-5000尾))及び3019220305(若齢うなぎ(1kgに11-500尾))。

中国（仮訳）

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由／許可など必要	
許可などの根拠	法律／その他	中華人民共和国農業省法令「干潟及び水域における養殖の管理及び許可発給に関する措置」
管理主体	水産庁	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体／地域別／無	許可対象：業者（養殖場、その他（ ）） データなし 許可件数：
② 施設規模上限	有／無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体／地域別／個別／無	科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮した上で、将来の非公式協議において補足的な措置を含め検討する。
④ ニホンウナギ以外の種のウナギの池入れ量上限	全体／地域別／個別／無	科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮したうえで、将来の非公式協議において補足的な措置を含め検討する。
⑤ 池入れサイズ制限	全体／地域別／無	
⑥ 池入れ期間制限	全体／地域別／無	
⑦ その他の制限	全体／地域別／無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	地方自治体	シラスウナギの池入れシーズンの終わりに養殖業者から地方自治体に対して池入れ量を報告
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	地方自治体	毎年、養殖業者から地方自治体に対して生産量を報告
⑩ 罰則	有／無	養殖の禁止
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由／許可など必要	
許可などの根拠	法律／その他	2022年長江河口の禁漁区及びそれに隣接する水域における稚ウナギの漁獲管理に関する通知
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		許可対象：個人、組合、その他（養鰻業者）：2021年1月1日より、長江の河口水域の稚ウナギの特別漁業許可の発給を終了している。同時に、漁業水域において、2022年のシラスウナギの特別漁業許可の数は2021年を超えないこととし、許可あたりの漁網の数は100を超えないこととし、漁網あたりの網の開口の回数は1を超えないこととするよう取り決めている。
① 許可数上限	全体／地域別／無	2021年1月1日より、長江の河口水域の稚ウナギの特別漁業許可の発給を終了している。同時に、漁業水域において、2022年のシラスウナギの特別漁業許可の数は2021年を超えないこととするよう取り決めている。発行される漁業許可数および許可あたりの許可された網の数は2023年の数値を超えてはならない。各漁網の網口は1つ以下でなければならず、各漁船に指定される操業区域は2023年比で20%削減されなければならない（上海）。
② 漁法の制限	有／無	許可あたりの漁網の数は100を超えないこととし、漁網あたりの網の開口の回数は1を超えないこととするよう取り決めている。
③ 採捕量上限	全体／地域別／個別／無	
④ サイズ制限	全体／地域別／無	
⑤ 採捕期間制限	全体／地域別／無	いくつかの沿岸漁業地域では、11月上旬から翌年4月の下旬まで漁獲が可能としている。
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	採捕者は地方自治体に採捕データを報告し、地方自治体は農業省漁業局に報告。
⑦ 罰則	有／無	罰則：許可なしで操業した場合：重大な違反（目合いが2.5cm未満の漁網の使用）に対しては、法律に従って刑事責任が問われ、3年未満の懲役が科される。
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	(無)許可など必要	
許可などの根拠	法律／その他	
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容	有(無)	許可などの対象:個人、組合、その他()
① 許可数上限	全体／地域別(無)	
② 漁法の制限	有(無)	
③ 採捕量上限	全体／地域別／個別(無)	
④ サイズ制限	全体／地域別(無)	
⑤ 採捕期間制限	全体／地域別(無)	
⑥ 採捕数量の把握主体		
⑦ 罰則	有(無)	
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

--

日本（仮訳）

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由/ 許可など必要	
許可などの根拠	法律 /その他	内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）平成26年6月27日 内水面漁業の振興に関する法律施行令（政令第324号）平成26年10月1日
管理主体	水産庁	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 /地域別/無	許可対象：業者 養殖場 、その他（ ） 許可件数：にほんうなぎ442件、にほんうなぎ以外の種のうなぎ103件（2024年11月～2025年10月漁期）（2024年11月1日時点）
② 施設規模上限	有 /無	許可証に記載されている養殖池の総面積の範囲
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体 /地域別/ 個別 /無	ニホンウナギ全体で21.7トンの範囲内（上限）で、養殖業者ごとに上限を設定
④ ニホンウナギ以外の種のウナギの池入れ量上限	全体 /地域別/ 個別 /無	ニホンウナギ以外の種のウナギ全体で3.5トンの範囲内（上限）で、養殖業者ごとに上限を設定
⑤ 池入れサイズ制限	全体/地域別/ 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体/地域別/ 無	
⑦ その他の制限	全体 /地域別/無	・うなぎ養殖業者が、既養殖うなぎを更に別のうなぎ養殖業者の養殖用に出荷する場合には、必要事項を記載した出荷種類を出荷先に提出しなければならない ・ニホンウナギ以外の種のウナギを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告（法律に基づく義務）
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告（法律に基づく義務）
⑩ 罰則	有 /無	無許可養殖の罰則：3年以下の懲役又は200万円以下の罰金 池入割当量を超過して池入れした場合の罰則：3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	
許可などの根拠	法律 /その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則(知事許可、又は特別採捕許可)
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		許可対象: 個人 組合 、その他(養鰻業者) 許可件数:7,321件 採捕従事者:15,406人(2023-2024年漁期)
① 許可数上限	全体 地域別 /無	漁協、漁協の組合員、養鰻業者等に限定
② 漁法の制限	有 /無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 地域別 個別 /無	過去の実績、池面積等に応じて採捕量を決定
④ サイズ制限	全体 地域別 /無	漁業調整規則の体長制限の解除
⑤ 採捕期間制限	全体 地域別 /無	概ね12月から翌年4月
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	採捕者は地方自治体に報告(義務)、地方自治体は国に情報提供(任意)
⑦ 罰則	有 /無	許可なしで操業した場合は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	自由 ☒ 許可など必要	
許可などの根拠	☒ 法律 ☐ その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容	☒ 有 ☐ 無	許可などの対象 ☒ 個人、組合、その他()
① 許可数上限	全体 ☐ 地域別 ☒ 無	
② 漁法の制限	☒ 有 ☐ 無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 ☐ 地域別 ☐ 個別 ☒ 無	
④ サイズ制限	全体 ☒ 地域別 ☐ 無	概ね20～30cmを下限に設定
⑤ 採捕期間制限	全体 ☒ 地域別 ☐ 無	各都道府県によって採捕禁止期間を設定(産卵に向かうために河川から海に下る時期である概ね10月～3月)
⑥ 採捕数量の把握主体		
⑦ 罰則	☒ 有 ☐ 無	罰則: 漁業調整規則(6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金)、委員会指示(1年以下の懲役又は50万以下の罰金)
業界による自主的な取組		2018年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会は、産卵のために川から海に向かう下りウナギの保存の取組みを全国的に促進する旨の決議を共同採択。

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

2025年12月からうなぎ(全長13cm以下)に対し、水産流通適正化法が適用され、取扱事業者間における情報の伝達や取引記録の作成・保存、輸出に際し適法に採捕されたものである旨を証する書類の添付等が義務化される。

韓国(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由 許可など必要	養殖産業開発法43条(養殖の許可)において、うなぎ養殖は許可の対象であると規定(2019年8月27日制定、2020年8月27日に発効)。
許可などの根拠 ※	法律 その他	養殖産業開発法43条(養殖の許可)において、うなぎ養殖は許可の対象であると規定(2019年8月27日制定、2020年8月28日に発効)。
管理主体	海洋漁業省養殖業課内水面漁業チーム	報告先: 地方自治体
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体/地域別 無	許可対象: 業者、養殖場 その他(個人) 報告件数: 614件(2024年現在)
② 施設規模上限	有 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体/地域別 個別 / 無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギの上限を11.1トンに設定
④ その他のウナギの池入れ量上限	全体/地域別 個別 / 無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギ以外のウナギ種全体で上限を14.0トンに設定
⑤ 池入れサイズ制限	全体/ 地域別 / 無	1匹あたり0.3グラム以下(水産資源管理法第35条、施行令第18条、施行規則第17条)
⑥ 池入れ期間制限	全体/地域別 無	
⑦ その他の制限	全体/地域別 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	養鰻水協	養鰻水協による養殖場ごとの調査
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	養鰻水協	水産物出荷管理支援法(2016年12月2日)及び施行規則(2017年6月)の改正により、ウナギの流通先を指定する法律が発効予定。施行規則第7条第2項(2018年7月2日)。
⑩ 罰則	有 無	・無許可で養殖を営んだ場合の罰則: 500万ウォン以下の罰金 ・池入れ数量制限を超えた場合の罰則: 無 ・指定先で取引しなかった場合の罰則: 2年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		2014年に合意された「共同声明」の遵守

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	承認が必要(内水面漁業法、漁業法)
許可などの根拠	法律 / その他	漁業法第41条第3項(シラスウナギすくい網漁業)、内水面漁業法第9条(内水面種苗採捕許可) 漁業法(2010年4月23日発効)、内水面漁業法(2000年7月29日発効(承認は、内水面漁業開発促進法(1976年7月9日)以降義務))
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	許可主体: 地方自治体
上記制限の内容		許可対象: 個人 、組合、その他 許可件数: 517件(シラスウナギだけでなく全ての種苗採捕に係る件数の合計)(2022年時点)
① 許可数上限	全体/地域別 無	
② 漁法の制限	有 無	シラスウナギすくい網漁業(漁業法施行令第23条)。
③ 採捕量上限	全体/地域別/個別 無	
④ サイズ制限	全体/地域別 無	
⑤ 採捕期間制限	全体/地域別 無	
⑥ 採捕数量の把握主体	国及び地方自治体	無許可のシラスウナギ採捕の規制
⑦ 罰則	有 無	無許可で漁業を営んだ場合の罰則: 1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	自由／許可など必要	認可が必要
許可などの根拠	法律／その他	内水面漁業法第6、9、11条 内水面漁業法(2000年7月29日)
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	承認主体:地方自治体
上記制限の内容		許可などの対象:個人、組合、その他() 承認は魚種別ではなく漁法別に発給されるため、正確な数は把握できない。
① 許可数上限	全体／地域別／無	
② 漁法の制限	有／無	定置網、延縄、築
③ 採捕量上限	全体／地域別／個別／無	
④ サイズ制限	全体／地域別／無	15cm～45cm
⑤ 採捕期間制限	全体／地域別／無	6か月間(10月1日～翌年3月31日)の禁漁
⑥ 採捕数量の把握主体	国及び地方自治体	無許可での親ウナギ採捕の規制
⑦ 罰則	有／無	無許可で漁業を営んだ場合の罰則:1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

--

チャイニーズ・タイペイ(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由 ☒ 許可など必要	
許可などの根拠 ※	☒ 法律 ☒ その他	ウナギ養殖業池入れ管理規則: 2014年11月14日
管理主体	農業部	
上記制限の内容		
① 許可数上限	☒ 全体 ☐ 地域別 ☐ 無	許可対象: 業者、養殖場、 ☒ その他(養殖業者) 許可者数: 312件(2024—2025年漁期)
② 施設規模上限	有 ☒ 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	☒ 全体 ☐ 地域別 ☐ 個別 ☐ 無	
④ その他のウナギの池入れ量上限	☒ 全体 ☐ 地域別 ☐ 個別 ☐ 無	
⑤ 池入れサイズ制限	全体 ☐ 地域別 ☒ 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体 ☐ 地域別 ☒ 無	
⑦ その他の制限	全体 ☐ 地域別 ☒ 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	漁業署 ☐ 地方自治体 ☐ 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者は池入れ後10日以内に池入れ量を報告する必要がある。
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	漁業署 ☐ 地方自治体 ☐ 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者の生産量は、池入れ量を超えてはならない。
⑩ 罰則	☒ 有 ☐ 無	無許可養殖の罰則: 30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金 池入れ数量を超えた場合の罰則: 30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	シラスウナギの漁獲のほとんどは漁船によるものである。そのため、主な管理措置は漁船に対するものである。所管当局の認可を得た漁船がシラスウナギの漁獲をすることができる。
許可などの根拠 ※	法律 / その他	クロコの漁期制限に関する規制(2013年9月9日) 沿岸クロコ漁業に係る指示(2013年11月27日)
管理主体	農業部又は地方自治体	
上記制限の内容		許可などの対象: 個人、組合、 その他 (漁船) 許可件数: 305 採捕従事者: 305人
① 許可数上限	全体 / 地域別 / 無	中央または地方自治体によりfishing fry漁業の許可を受けた漁船はシラスウナギの採捕のための袋網やこませ網等の漁具の使用が許可されている(漁業法第6条および第9条)。
② 漁法の制限	有 / 無	漁船: 袋網、こませ網
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 / 無	
⑤ 採捕期間制限	全体 / 地域別 / 無	毎年3月1日から10月31日
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体及び地元漁業組合	シラスウナギ漁業者は地元漁業組合に漁獲量を報告することが推奨される。
⑦ 罰則	有 / 無	禁漁期間中の操業に対する罰則: 30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

※ 法律や規則の英文がある場合には添付してください。

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	自由 / 許可など必要	
許可などの根拠 ※	法律 その他	禁漁区・禁漁期に関する規則 制定日又は制定予定日: 2013年から
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 / 無	
② 漁法の制限	有 / 無	禁漁区・禁漁期に関する規則の管理措置に基づき、いかなる方法でも水生動物を採捕することは禁じられている。
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 / 無	8cm以上のクロコ
⑤ 採捕期間制限	全体 / 地域別 / 無	禁漁区については周年
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	台湾の41河川で若齢ウナギ及び親ウナギの漁獲禁止
⑦ 罰則	有 / 無	禁漁区・禁漁期における操業に対する罰則: 30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

--